

平成 28 年 3 月 2 日総務文教委員会 議事録

13 時 01 分 開会

○原田委員長 それでは定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

市長さんに御挨拶をお願いいたします。市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○原田委員長 それでは議事に入る前に委員さんと執行部の皆さんにお願い申し上げます。

携帯電話のことでございます。電源を切るか、またはマナーモードに切りかえをお願いいたします。この種の発言はもうこれで終わりますので、いろんな委員会においてきちんと守っていただくようお願いいたします。

それでは日程第 1、議案第 30 号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。消防長。

○西岡消防長 補足説明ございませんので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○原田委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第 2、議案第 14 号大竹市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。総務部長。

○政岡総務部長 地方公務員におきましては、退職後も守秘義務というものが課せられていることを前提としての制度ではございますが、今回の条例の内容につきまして、資料をもちまして補足説明をさせていただきます。

○原田委員長 米中総務課長。

○米中総務課長 それではお手元の資料に沿いまして総務課のほうから御説明させていただきます。

初めに条例の内容を御説明する前に、今回本議案を上程するに至りました根拠法令であります地方公務員法の一部改正について御説明したいと思います。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、本年の4月1日から施行されることになっております。この改正地方公務員法におきまして、営利企業や営利企業以外の法人に再就職した一般職の元職員に対し離職する前の職務に関して現職職員への働きかけを禁止する退職管理に関する条項が新たに加えられました。ここで言う働きかけの定義でございますが、改正地方公務員法では契約または処分その他の公権力の行使に当たる行為に関する事務に関して職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼することというふうに定められております。こうした働きかけをすることが法によって規制されたということになった理由でございますが、離職後に営利企業等に再就職した元職員が現職の職員に対して在職時の職務に関連して一定の影響力を行使することによって、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損なうおそれがあるということからでございます。

それでは、まず法で規制されている事項等につきましてお手元の資料の2の規制される事項等の(1)再就職者による働きかけの規制の表で御説明させていただきます。改正地方公務員法に規定された規制の内容といたしまして、まず表の上段でございますが、離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職前5年間の職務に関するもとの職場の現職職員に対して働きかけをすることが離職後2年間禁止されるものでございます。また在職中にみずからが最終決定者となって決定した契約や処分に関する働きかけについては期間の定めなく規制されるものでございます。次、表の中段でございますが、離職前5年間より前の期間に地方公共団体の長の直近下位の組織の長、本市でいえば部長職となりますが、その職についていたときの職務に関する働きかけが離職後2年間禁止されるものでございます。ここまでの改正地方公務員法によって規制されております事項でございます。

次に、今回御提案申し上げております大竹市職員の退職管理に関する条例につきまして御説明させていただきます。改正地方公務員法では各地方公共団体の組織の規模などの事情に照らして職員の退職管理に関して必要のある事項については条例で定めることができるというふうにされております。本市におきましても改正地方公務員法の趣旨を踏まえて、退職管理の円滑な実施を図るために職員の退職管理に関して必要のある事項について国家公務員の例により条例に規定しようとするものでございます。

先ほどの表の中の一番下の段をごらんください。改正地方公務員法におきましては表の中段の場合以外にも離職前5年間より前の期間に国の部課長に相当する職についていた再就職者について条例に定めた上で規制の対象にできるということにされており、具体的な職については規則に定めるというふうにされております。このことについて条例案の第2条に規定するものでございます。なお本市におきましては、決済権のある課長職を規制の対象にできるよう規則で定めることを予定しております。

最後に資料の一番下の表、(2)再就職に関する状況の届け出の表をごらんください。

改正地方公務員法におきましては、元職員が再就職した場合に再就職の状況を届け出るよう条例に定めて義務づけできるというふうにされております。本市におきましても、職員の退職管理を円滑に進めるためには再就職情報の把握も必要となってくることから管理監督職であった再就職者について離職後2年間、再就職に関する情報の届け出を義務づけることについて条例案の第3条に規定するものでございます。

なお、再就職の届け出の義務につきましては、経過措置としてこの条例案の施行日であります本年4月1日より前に離職した職員については適用しないというふうにしております。

以上簡単ではございますが、補足説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○**原田委員長** それでは本件に対する質疑を求めます。北地委員。

○**北地委員** 御説明いただいたものではございますけれども、補足説明の資料の中にもございますけれども、上の段の点々の括弧書きの中にあります営利企業等というのがございますけれども、営利企業及び営利企業以外の法人というふうに書かれてありまして、括弧で国・地方公共団体・独立行政法人等ということがあるんですけども、具体的にこの辺を御説明いただいたらと思うんですけども。国・地方公共団体は大竹市とかそういったところになると思うんですけども、例えば独立行政法人等というのがございますけれども、西医療の独立医療法人、こういうのは対象になるのかどうか。端的に営利企業等の範囲に入らないものは大竹市内ではどういうところが具体的にあるのかちょっと教えていただけたらと思うんですけども。

○**原田委員長** 柿本課長補佐。

○**柿本総務課課長補佐兼職員秘書係長** 営利企業等について説明させていただきます。

改正法によりまして国・地方公共団体・独立行政法人等を除くということになっております。内容につきましては国あるいは国際機関とか地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人というのが除かれるということになっております。行政執行法人ということなんですが、具体的に申し上げますと国の行政事務に密接に関連した事務事業、国の相当な関与のもとで執行する機関ということで、職員の身分は公務員ということになっております。例えば国立公文書館とか統計センター、造幣局、そういった7法人が該当するというところでございます。

次に特定地方独立行政法人は、地方独立行政法人のうちその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要がある機関ということでこちらも職員の身分は公務員ということになります。これは例えば公立大学とかが該当するというところでございます。御質問にありました西医療センターなんですが、これは特定地方独立行政法人ではなく独立行政法人国立病院機構ということですので、こちらは営利企業等に該当するというところでございます。

適用除外に入らないものというものは細かく把握できておらないんですが、公務に密接に関係する機関、例えば身分が公務員であったり公務員に準ずるものであったり、そういったところは除かれるというふう考えております。以上です。

○原田委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第3、議案15号あたたかあたたか基金条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。総務部長。

○政岡総務部長 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○原田委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。北地委員。

○北地委員 1点お願いしたいんですけども、この事業この前資料いただきまして、この基金が2,020万ということで、その上の表がありましたよね。5つの事業を財源として充当するというので阿多田に大変御迷惑かけとるんで、これは当然遅過ぎるのではないかと、いうふうに思うところではございますけども、この事業が全部で約470万円ということで、この2,000万というのが御説明にあったかと思ひますけども、5年程度の先を見越して基金を造成するというお話でございました。470万円かける5年間で2,300万円余りになるんですけども、2,000万というふうにされた根拠といひますか、私自身御迷惑かけるところがあるので多くても、満額いっとってもいいんじゃないかというように感じております。そういう中で2,000万の根拠というのが5年間程度というお話だったんですけども、もう少し積んでもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の御説明をお願いしたいと思ひます。

もう1点、再編交付金もあともう33年までですか、ということになるんですけども、財源として再編交付金が充てられるわけですけども、その先の財源についてです。再編交付金が33年までということで、その先の財源はどのように考えられているのか、この2点についてお願いいたします。

○原田委員長 吉岡企画財政課長。

○吉岡企画財政課長 当初予算の審議には並ぶかと思ひますけれども、2,000万につきましては当面必要なものということで考えております。また必要に応じて積み増し等もこの基金に対してできるということにしておりますので、そういった取り扱いで考えていくということでございます。

再編交付金が33年で終わった後どうかということでございます。こちらについても過去

何度か答弁させていただきましたけれども、再編交付金自体は恐らく時限的な法律でございますので、平成18年の日米合意に基づく再編が終了すればそれ以後に続いて周辺市町に対してお金を交付するというような根拠はなくなってくるんじゃないかというふうに思います。それが終わらなければ延長ということもあり得るかもしれませんし、そういったことでこれは大竹市でどうこうということではないと思います。ただこちらのほうでできることといたしましては引き続き基地がある限り影響はずっと受けるわけでございますので国のほうに対して働きかけをしていくというようなことになってくるかと思えます。以上です。

○**原田委員長** 北地委員。

○**北地委員** ありがとうございます。議会のほうもですね、一生懸命今その辺で活動しておりますので一緒になって、両輪となってそういった財源の確保に向けて動いていただければいいと思いますのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○**原田委員長** それでは他にございませんか。大井委員。

○**大井委員** 今、一部北地委員さんのほうが聞かれましたんで、そこは省きますけど、新規事業のところにも書いてありますけど、駐留軍の再編の影響を受ける地区、要するに阿多田住民に対する支援を行いますということで、またこちらの議案書のほうには阿多田地区居住住民の生活の安定に資するためこの基金を積むんだと。この文言といいますか、説明がよくわからないんです。いいように取れば何に使ってもいいですよというふうにもとれるし、でもあくまでも基本的には特措法を含めた騒音とか危険とかそういう迷惑がかかるんで、この基金を積みますというのが目的だろうと思うんですけど、それに関係した何かの事業をしますよということなのか、生活の安定に資するというような言葉使われるとどの辺まで使えるかというのが非常にわかりにくい。4月10日でしたか、基地周辺対策特別委員会で阿多田のほうへお邪魔することになっておるんですが、当然こういうことも御説明したいと思うんですが、いろいろこういうものはどうですか、ああいうものはどうですかと聞かれてもなかなかこの文章だと読み取れないし、我々は議案をつくったわけじゃないですから、その辺の問題。

それから先ほど北地委員が言われたように5年間程度と言われても、5年後ぐらいからがどどんうるさくなるんで、時限的という考え方じゃなしに、この基金は再編交付金で入れなくても一般会計から入れてもいいわけでしょうから、かなり長期にわたってこの基金運用して阿多田地域の住民の安定に資するんですという解釈もできるんですか。それとも時限的なものという解釈なんですか。その辺をもう少し詳しく言っていたきたいと。先ほど言いましたように、4月に阿多田の地域の人と意見交換会するんですよ、当然この話が出てくると思いますんで、我々議案審議した委員が説明できなかつたらまずいで、その辺をもう少し詳しく御説明していただきたい。よろしく願います。

○**原田委員長** 政岡総務部長。

○**政岡総務部長** この条例案の中に期限の定めはしておりませんので、いつまでということ、これは条例の中で基金の期限は定めているのではございません。先ほど課長が、当分の間ということで2,000万でさらにこれから積み増すこともあるでしょうと説明させていただ

きましたが、再編で来た飛行機がどこかに行ってしまう必要ないのかもしれない、ただ今後ずっと阿多田の方は一般の方に比べて我慢をしていただくという地区であるのは間違いないということですから、それにつきましては今後も引き続きいろんなチャンネルで原資の確保できるように努力していきたいというふうに考えております。

事業の内容につきましては、このたびも制度の構築に当たりましては資料をもちましてこのようなものでこのたびについては対応させていただきますと言うために、今回資料を転写していただいているところがございますし、およそ市の施策でございますので予算がないと執行できませんので予算の説明という中でですけれども、今後も前広に説明をさせていただきたいと。当面の間はこの制度で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○原田委員長 大井委員。

○大井委員 部長が説明されたのが普通の説明の仕方だと思うんですが、私がしつこく言ったのは、阿多田にお邪魔させていただくんですよね。そのときに具体的なことを言われたときに確かにこれは期限がないわけですから、永久的にずっとあるんですよねと言われてもその辺もわからない。それから二千数百万なんですとかという、ここら辺がよくわからない。それから何に使ってもいいんですかと言われても、これもよくわからない。よくわからないのをわかるように説明してくださいという意味なんですけど。それかといって阿多田の方がいろんなものを、大きな金額のあれをしてくれ、これをしてくれと言われても財源にも限度がありますのでなかなか難しいこととは思うんですが、思うんですがその辺はどのぐらいの規模、あるいはどのぐらいの期間、当分の期間というのではなしに、その辺も含めてぜひ説明していただきたいと。しつこいようなんですけど、4月に行って御説明しなきゃなりませんので、あなた方が行って説明してもらえんならいいけど、我々が行って質問があったら説明しなきゃいけませんので、もう少しわかるように説明していただきたいと思います。

○原田委員長 総務部長。

○政岡総務部長 我々も阿多田の方に対する説明はもちろん丁寧にさせていただくところではありますが、いつまでという制度で説明しておりませんので基本的にはずっと続くというふうに御理解いただけたらよろしいかと思います。ただ先ほど極端に言いましたけど、再編がなくなれば、飛行機がなくなれば、それを続けるかどうかという判断についてはおのずと出てくることではないかと考えております。

金額については先ほど北地委員からもありましたが、引き続きその財源の確保についてはいろんなチャンネルで努力してこの制度もしっかり続けていきたいという思いであるということでございますので、いつまでかと言われても、ここでしっかりした約束を申し上げるわけにはいかないと。ただ制度は一旦やり始めたら、よほどのことがない限りやめるということは困難と、そのような事業だというふうに考えております。以上です。

○原田委員長 さっき言ったでしょう、駐留軍との再編によるという、だから再編があれば切れたらそれで終わり。そんなん今はわからん。答えられる。一般会計でどうかじゃなくてそんなことは答えられんじゃろ、今のとこ。どうぞ。

○政岡総務部長 この事業は一般会計の歳出予算に組んでいる事業でございまして、これを継続して続けたいという思いを持ちましてもその財源を安定して確保したいということでこの基金でございまして、事業は一般会計のほうにある事業なんです。財源がなくなったら一般会計で行おうというのはそれは当たり前のことです。以上です。

○原田委員長 大井委員。

○大井委員 ということは、財源がなくなったらもうそこで終わりですよと、極端な例ですけどね。できる限り地域のために努力しますということをおっしゃったのだらうと思えます。それはそれでいいです、そういうふうに説明します。先ほどもう1つ私が言いたかったのは、どういうものに使えるかという範囲というものですよね。それを先ほど私はお聞きしたんですよ。何でもいいんですかと、生活の安定に資すると書いてあるわけですから、生活の安定に資するとは何ですかと、どういうものでもいいんですかと極端に言うたら、その辺が非常にわかりにくい言葉になってますからそこを説明してくださいということをお願いしたんですけど、その辺がなかったんじゃないかなという気がするんです。よろしくをお願いします。

○原田委員長 総務部長。

○政岡総務部長 何でもかんでもということになりますと、それはいろんなバランスの問題もあるでしょうからそういうわけにもいかないというふうに思いますが、このたびについては離島であるということについての生活の不便さの部分についてどうにか支援できないかということで整備したんでございます。今後さらに幅を広げようとか、新しい事業に展開しようということであれば、これは規則で定めていくことにはなりますが、その事業につきましてはやはり予算で計上していくことではございますので、その事業の執行においては当然議会の関与を得ながら物事を進めていくというのが行政の仕組みとなろうかと思えます。以上です。

○原田委員長 それ以上のことは答えられんと思うよ、今の話では。だって今この事業が生活に資するとそういうふうに判断されたんだから。影響についてはまだ全然わからないと。3回したよね。どうぞ。網谷委員。

○網谷委員 このたびは大変すばらしい制度をつくっていただきまして、私個人としては大変ありがたく思っております。それから今大井委員の答弁の中に期限が切れたら一般会計でもというすばらしい答弁をいただきまして安心しております。

○原田委員長 今一般会計の話でしょ。

○網谷委員 一般会計から継続するということが本当にすばらしい答弁でありがたく思っております。

ただ1点だけ、この前いただいた資料の中に4番目の高齢者離島対策事業の中に、備考欄のところに1番目の高齢者離島対策事業には介助が必要な者については介助者の対象になるというふうになつておるんですが、4番目の介護サービス利用支援助成ですか、こちらのほうにはもし介護が要る場合は介護費用も、船賃でしょうと思えますが、出るんですよね。それだけ1点。

○原田委員長 申しわけないんですけど、だんだん平成28年度の予算案のほうに入っていつ

とるんですけど、中身については。網谷さんは予算メンバーですか。それならそこでしてください。あくまでも基金の仕組みのことについてしてるもんだから、遮るんじゃないんですけど、お願いいたします。それ以外にもあったら言ってください。これを突っ込まれると收拾がつかなくなるので。それ以外にあったらしゃべってもらってもいいです。

ありませんか。

では他に。寺岡委員。

○寺岡委員 第4条についてもう少し掘り下げてお尋ねしたいんですけど、第4条の規定が繰りかえ運用ということで過去の基金条例を全部じゃないんですけど幾つか見ると、繰りかえ運用というものに当てはまるのは、全部見たわけじゃないんであれですが、見つけられていません。財政運営上必要な場合、これはどういうパターンを示すのか、それから再編交付金そもそも繰りかえ運用はできるのかどうか。まずこのあたりを2点ほど伺いたいんですけど。

○原田委員長 吉岡企画財政課長。

○吉岡企画財政課長 まず財政運営上必要ないというところでございます。基本的に必要になるというのは歳計現金が不足するというような事態が発生した場合に金融機関から借りるのか、また基金から借りて運用するのかというふうなところで出てくるのが通例だろうというふうに思います。繰りかえ運用ですので、一般会計の歳計に繰り入れて当面資金を運用しようという形になりますのでやり方としてはそういう形が想定されるところでございます。

御質問は再編交付金でつくった基金を繰りかえ運用してもいいのかどうかということかと思えますけれども条例上はできるようにしようということで今、そういう想定をしてやっているところでございます。他の基金については想定はしていないのがほとんどだったというふうに記憶しております。なぜこういうことをしてくるのかということなんですけれども、まず再編交付金の基金の運用についてなんですけれども、国のほうにこういった運用しますと届け出といいますか、申請をすることになっておましてこれを変更する場合にやはり承認をいただくという手続が必要になってまいります。従前の基金でいえば、その承認を一々もらわないと繰りかえ運用ができないということになりますと、当座の資金が要りますよといったときに間に合わないということも考えられるかということがございましたので入れてなかったというふうに記憶しております。全部の基金に携わっているわけではないのですけども、そういった協議を国のほうとしてやってきたというふうに記憶しております。実際ここで繰りかえ運用の規定を入れておりますけれども、これを実際に運用することになりますと国のほうとこれができるかできないかという協議をしていくということになろうかと思えます。国の承認が得られれば繰りかえ運用ももしかしてできるかもしれないということでのこの規定の入れ方をさせていただいているということでございます。以上です。

○寺岡委員 後半部分が聞き取りにくかったんで申しわけないんですが。

では質問を変えて3条の管理のことです。これと繰りかえ運用のこととの違いをもう少しわかりやすく説明していただけますか。

○原田委員長 吉岡企画財政課長。

○吉岡企画財政課長 今回のあたたかあたたか基金につきましては、基本的に現金で財産を維持するというような形になろうかと思えます。保管するという事になろうかと思えます。その方法として3条におきましては確実かつ有利な方法をとということで、有利なというのは利息等のことになろうかと思えます。確実というのは元本が必ず保証されるといったようなことになろうかと思えますのでそういった意味での例示として金融機関への預金というのは1つ挙げさせていただいているということでございます。そのほかにも確実有利な方法があればそういった方法もできるようにということでこの規定をさせていただいています。

繰りかえ運用はまさに市の歳計現金のほうで資金を運用するという形でございますので、一般会計の市の歳計のほうからいけば基金からお金を一時的に借りるというような形の整理になりますので、そういった運用もできるようにするところの違いでございます。

運用方法として2種類、外へ対して預け入れるということと内部で使うという2つのやり方を条例のほうでは規定させていただいているということになります。以上でございます。

○寺岡委員 大分わかりました。ただ資産というわけじゃないですけども、これの運用について同じ市の財布ではあるんですけども、市のお金ではあるんですけど財布が違うというふうなシンプルに考えてそういう理解をさせてもらってます。ただ市以外の金融機関に利息が0.0何%、市に貸した場合それより上の利息で貸せるケースとかというのも幾つか帳簿を見てたらあるような気がするんです。そうすると市に貸すほうが有利なことというのも十分起こってくると思うんです。それはわざわざ4条書き込んでやらなくても確実かつ有利な方法を市で運用1年間しますよというだけでいいと思うんですが、わざわざ複雑にしているような気がします。それでもこうこうこういう利点があるんですよと言うのであれば、これまでの基金条例というものもそういうふうに市として運用しやすいものに手を出していく必要というのもこれから起こってくるのかなという気もします。

昭和60年のが今手元にあるので古いんですが、大竹会館の基金条例、これは5条までしかないんです。平成20年の阿多田診療所基金条例では1条ふえて6条になって、このたび7条になっていると、新しいものが1条ずつつけ加わっているというふうになると、市にとって今の時代に必要であれば過去の基金条例も変わっていくのかという気もするんですが、その辺もあわせて最後にまとめてお話いただけませんか。

○原田委員長 政岡総務部長。

○政岡総務部長 基本的に基金でございますので、元本が姿が変わらないといいますが、銀行に預けると、例えば1億円なら1億円ずっとあるわけです。それを歳計のほうに入れまして歳計のお金が不足したときに大竹市の一般会計の歳計に入れますと、お支払いに使えます。現金とすれば1億円という現金がなくなっていく。例えば支払いに使ってあと3,000万しか残ってないというような状況にもなります。原則はここにあります3条のように確実かつ有利な方法ということで管理するのが自然である。ただ歳計のほうにお金があるときにわざわざお金をよそから持ってくる必要もないというようなことがあります。

ますので、3条を基本としましてお金が歳計現金が不足したときに繰り入れまして繰りかえて現金を運用すると、それも後日しっかりお金を返すことを約束するというようなことであります。

他の再編交付金に係る基金については先ほど説明しました、非常に繰りかえ運用が難しいといえますか、手続的に難しいということがありますので、当初については繰りかえ運用の規定を入れておりませんでした、このたび将来的なことを考えまして防衛へと協議すれば繰り入れられるというような仕組みをこのたびつくりました。その他の再編交付金に絡む基金につきましても今後機会があれば、そのことについては見直ししていくことがあろうかというふうに考えております。以上です。

○原田委員長 他にございませんか。吉岡企画財政課長。

○吉岡企画財政課長 基金の運用、歳計のほうに全部預ければ有利じゃないかという話だったと思うんですけど、一般会計でお金を借りれば一般会計でお金を払うという話になります。要は税を形を変えて積み立てるといような意味合いがありますので、ほかの目的に使えるものがあるのに積み立てるといような、逆に言えばそういう形にもなりますのでできればお金がないときに基金から一時的にお金を借りてといような運用をするほうが税金の使い方としては正しいのかというふうに思っております。以上です。

○原田委員長 他に。副委員長。

○山崎委員 表をいただいております。一番上の高齢者離島対策事業として、70歳以上の方には48万支給しますということだと思っております、その下の離島障害者移動支援として3つの項目がございます。この方にも結局48万支給します。同時に介護者が必要な場合は同数ということになるのでしょうか。それともその都度申請していただくのか、その辺のところをどういうシステムになさるのかということをお伺いしたい。

それから28年度当初予算計上分ということになっとるんですけど、このシステムですから予算のことじゃなくて、お金のことじゃなくて私はシステムを質問しておるんですから、よろしく願います。

それから遠距離通学支援事業というのがありますよね、えっ、議論が違う。

○原田委員長 議論をやめてほしい。網谷さんもやめとるけえ。申しわけないんですけど、そういうことは切りがないので内容に入ってもらおうと私も困るんですけども。

[発言するものあり]

○山崎委員 済みません。4番目の項目お伺いしたいんですけど、高齢者離島対策事業として在宅系サービスと提供する事業者というのがあります。これの負担金を阿多田のあたたか基金のほうから負担されるということについて私ちょっと疑問があるんですけども、本来高齢者への助成、阿多田島民への助成じゃなくて高齢者事業を営んでいらっしゃる方への助成になるんだろうと私は思うんですけど、そういった意味においてはあたたか基金からの捻出ではなくてほかの部分で行政としてそういう対応するということが私は必要なんじゃないかと思うんですけど、ここについてはよろしいでしょうか委員長。

○原田委員長 網谷委員にはとめていてから、副委員長には「です」言うただけど、今の話になってくると予算の内容になってくるので、副委員長は予算の特別委員に多分なると

思いますので、そこできちんとした議論をしていただきたい。いわゆる宿題事項に皆さんには捉えていただきたい、そういうふうに思います。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第4、議案第16号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。総務部長。

○政岡総務部長 資料をもちまして補足説明させていただきます。

○原田委員長 米中総務課長。

○米中総務課長 それでは議案第16号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理について総務課から補足して御説明させていただきます。

本議案につきましては改正行政不服審査法の施行に合わせて、本市の関係する条例の改正を行おうとするものでございますので、御審議いただく前に改正行政審査法の概要についてお手元の資料に沿って簡単に御説明させていただきたいというふうに思います。

この行政不服審査法は、裁判手続によらずに行政の自己反省機能を生かして簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るための行政不服申し立て制度を定めた法律、行政がした処分に対する国民からの不服申し立てを審査する手続を定めた法律であり、この不服申し立ての制度は国民から信頼される公正な行政の基盤となる仕組みでもございます。本法は不服申し立て制度についての一般法として昭和37年に制定施行されましたが、この間行政の公正性・透明性に関する国民の意識は大きく上がり、行政手続法及び行政事件訴訟法等関係制度の整備・改正も行われる中で行政不服審査法についても平成26年6月に公正性・使いやすさの向上等の観点から抜本的な見直しが行われ、全部改正された行政不服審査法が本年の4月1日から施行されます。

それでは改正行政不服審査法の主な内容について御説明いたします。

まず公正性の向上の観点からの改正について御説明いたします。

主な改正のポイントは資料にお示ししておりますとおり3つあります。1つ目が審理員による審理手続の導入、2つ目が第三者機関への諮問手続の新設、そして3つ目が審理手

続における審査請求人の権利の拡充でございます。現行と改正後ということで図にもお示ししておりますが、現行法におきましてはどのような者が実際の審理手続を行えるかについての規定はなく、また不服申し立ての対象である処分に関与した職員が審理手続を行うことも排除されておらず、審査手続の公正性や透明性に欠けるという面がありました。改正後はこうした現行の問題点を踏まえて審査請求に係る処分に関与した者以外の者の中から審査庁が指名する審理員が審査請求の審理を行うことを規定し、この審理員が審理の結果を審査庁がすべき採決に関する意見書としてまとめ、これを審査庁に提出し、審査庁がこれを踏まえて採決の案を作成することで審理の公正性・透明性を確保するというようにしております。

こうした審理制度を導入することにより不服申し立ての制度としてはその公平性を高めたところでございますが、一方で審理員もあくまでも審査庁の職員であることから客観性の担保という点では必ずしも十分ではないという指摘もあり、改正後におきましては採決の客観性・公正性をより確保するために審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含む審査庁の審査請求に対する判断の妥当性を第三者の立場から客観的にチェックする有権者から成る第三者機関を設けて審査庁は原則これに審理員の意見書を添付して諮問を行い、この答申を踏まえて審査請求人に対して採決を行うというふうな形に改正をされております。

続きまして審理手続における審査請求の権利の拡充につきましては、審査請求人の手続の充実を図るために口頭意見陳述における処分庁への質問権を規定するほか、処分庁や第三者から提出された物件の閲覧に加え、提出書類等の写しの交付を認めることとしております。この写しの交付にかかる手数料につきましては条例でその額を規定する必要がありますので本市の手数料条例に追加して規定するものでございます。

次に使いやすさの向上の観点からの改正について御説明いたします。主な改正のポイントは2つございます。1つ目は審査請求期間の延長でございます。国民が権利利益の救済を受ける機会を失わないよう現行では60日とされている審査請求期間が3カ月に延長されます。2つ目は不服申し立て手続の一元化でございます。これまで上級処分庁に対する審査請求や処分庁に対する異議申し立てといった複数の不服申し立ての種類があることは利用者にとって非常にわかりづらいという問題がありましたため、不服申し立ての種類がより公正性が担保される審査請求に一元化されることになりました。

以上が行政不服審査法の主な改正の概要でございます。今回上程させていただきました本議案につきましては冒頭申し上げましたように、国の行政不服審査法の全部改正に合わせて関係する本市の条例の整理を行おうとするものでございます。ただいま御説明させていただきました行政不服審査法の改正内容に準じて関係条例の字句・引用条項等の整理を行っております。

なお大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護法令におきましては、これらの条例に基づく処分に不服申し立てがあった場合には、これまでも第三者機関であります大竹市情報公開審査会及び大竹市個人情報保護審査会が諮問を受けて実質的に不服申し立ての審理及び判断を行っており、既に公正な審理手続が担保されているということから、現行の審

理手続を確保して新規に審理員制度を適用しないことについて改正行政不服審査法の法の規定に基づきそれぞれの条例に規定しておるところでございます。

また本市の第三者機関、行政不服審査会の設置につきましては法律では単独設置、複数団体による共同設置、あるいは他の団体への事務の委託等を可能としておりますが、本市の不服申し立ての件数、人材確保という点などから本市において個別に設置するということは非常に非効率だというふうに考えまして、効率的かつ客観的な事務の遂行が確保されるよう広島県へ行政不服審査会の事務を委託することを予定しており、これにつきましては議案第31号で上程させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で簡単ではございますが議案第16号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○原田委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第31号大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしくお願い致します。

○原田委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 それでは質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第18号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につ

いてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。政岡総務部長。

○政岡総務部長 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○原田委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第7、議案第19号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。政岡総務部長。

○政岡総務部長 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○原田委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませぬか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 ただいま異議がありましたので、これより本件を起立により採決いたします。本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者多数と認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第8、議案第20号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。政岡総務部長。

○政岡総務部長 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○原田委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 ただいま異議がございましたので、これより本件を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者多数と認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第9、議案第21号大竹市ふるさと創生事業基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○原田委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。西村委員。

○西村委員 大竹市ふるさと創生事業基金条例の一部改正について御質問いたします。改正の理由、内容等が従来からのふるさと創生事業基金を地方創生事業にというふうに変わったんです。これは私が認識不足かもわかりませんが、呼び名が変わっただけか、それとも中身もどれぐらい変わったかお尋ねいたします。

それと先ほどの質問の中にもありましたが、あたたかあたたか基金とそれから現在よく言われておりますふるさと納税基金等に、こういう地方創生事業の基金が使えるのかそういうことも含めて御質問をお願いします。

○原田委員長 政岡総務部長。

○政岡総務部長 当初のふるさと創生基金というこの基金でございますが昭和63年、地方交付税ふるさと創生という形の時代でございますが、そのころから平成7年にかけて地方交付税を原資として造成した基金をずっといろいろ運用してまいりましたが、残額だんだん少なくなったということがございます。このたび平成28年度に広島県が新たに未来の地域づくり応援交付金、そういう交付金の制度をつくって大竹市に交付いただけるということがありました。タイミングが地方創生事業ということで県の目指すところと大竹市の目指すところ。ふるさとまち・ひと・しごと創生総合戦略にまさに合致するところでございますので、新しい基金に衣がえするということでございます。ふるさと納税についてどういう趣旨で寄附いただけるかという、いろいろな趣旨があろうかと思いますが地方創生の事業に充てていただきたいというようなことが確認できるような基金につきましては積極的

にここに充てて、寄附をいただいた年だけで消化するのではなく中長期的な展望を持った活用をしたいというような思いを持っております。以上です。

○原田委員長 それでは他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第10、議案第32号広島市と大竹市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。政岡総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○原田委員長 それでは本件に対する委員の質疑を求めます。北地委員。

○北地委員 1つ2つお願いいたします。多岐にわたる取り組み事業があるわけなのでございますけれども、広域マネジメントの中に職員交流研修というのがありますけれども、例えばこういうことの中で人事交流といったものも生まれてくるのでしょうか。

もう1点、以前広域消防とかそういうお話もあったんですが、そういった話に発展的にいくのかどうか。広島市と大竹市の話になるんですけども、広域消防とかそういったところまで発展するのか。というのが、例えば広島と大竹、広島と廿日市、廿日市と大竹の共同のテーマがありますといったときにはどういう対応をとられるのか、その辺の御説明をお願いいたします。

○原田委員長 吉岡企画財政課長。

○吉岡企画財政課長 職員交流研修、それから職員の人事交流でございますけれども、この連携協約以前は広島広域都市圏協議会という協議会設けてやっておるわけでございますけれども、その中の事業としてもやっておりますのでその分についてもこちらの新たな連携中枢都市圏制度の中で続けていくということになっております。人事交流につきましては今消防の職員が広島市との交流をやっているという実態がございます。職員交流研修につきましても23市町の若手の職員等集まって共通テーマで研修したりとか、あるいは広島市は研修所を独自で持っておりますけれども、そちらで大竹市の職員も受講ができるというような取り組みをやっております。そこらあたりを引き続きやっっていこうというふうになっております。

広域消防等に発展するかどうかというようなところあったかと思っております。当面連携協約

の中で取り組むものにつきましては、この別表の中に掲げている項目になりますので、その中には広域消防については含まれておりません。また新たに加えてやっていこうという話になればそれはそのときに出てくるということになろうかと思えます。これは広島市と大竹市との間の連携協約ということになりますので、当面は広島市と大竹市との関係、また広島市におきましてはこれを広域の圏域の中で各市町と一緒にやっていこうということにしておりますので、実際にはちょっと違うんですけども各市町が同じような中身で連携協約を結んでいくという形になります。これが例えば廿日市市と大竹市との間だけで何かをやりますということになれば、それは廿日市市と大竹市との間で協議してどういう形になるかは別にして何らかの手段をとって協議して連携してやっていくというような形になってこようかと思えます。以上でございます。

○原田委員長 それでは他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 それではないようでございます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第11、議案第35号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。政岡総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○原田委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山崎副委員長 それでは日程第12、議案第33号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管

理者の指定についてを議題といたします。

この際、大竹市議会委員会条例第17条の規定により原田委員長の退席を求めます。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○山崎副委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎副委員長 以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎副委員長 以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決するものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎副委員長 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、原田委員長の入場を求めます。

○原田委員長 それでは日程第13、議案第36号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。政岡総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○原田委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。西村委員。

○西村委員 地元の声でお願いさせていただきます。非常に執行部苦勞して補正予算組まれておるのはよくわかりますが、その中で明許費の補正の中で元町南栄排水路改良事業という456万1,000円ほど組んでいる、金額は別として一昨年8月6日に非常に豪雨がありまして、元町・白石・本町・新町・栄町と水没地域が非常に多くありました。特にこの地域の皆さん方は早く水路改修をとということ言われるんで、これは毎回議会の中でも出てきますが、新町3丁目のポンプ場の問題も含めてこういう明許費、要するに繰り越しが次年度優先的に事業にすぐに取り組めるのか、また来年も明許されるのかということも不安がありますので、この点について御質問させていただきます。

○原田委員長 土木課長。

○山本土木課長 今ございました元町南栄排水路でございますが、まず繰り越した理由でございますが、現場的には東栄1丁目、丸一チップというところがございましてふだんなかなか市民の方も気づきにくいようなところがございます。丸一チップさんが出入りしとるようなところでして、当然草も生えたり目につかないところなんです、昨年の豪雨以前から擁壁が弱っている、傾いているという状況がございまして、鋼材で倒れないような補

修をしておりました。昨年度また補修しようというところでございましたが、現場をよく見るとさらに同じ路線なんですけど、少し下流の部分がまた擁壁が傾いているという異常がございまして、全体的に応急措置するという判断を水路管理者、土木なんですけど、決定したわけなんですけど、直すに当たってまして応急措置もよろしいんですけど、下水道の認可断面という認可のサイズ、水路サイズがございまして、直すのであれば手戻りにならないような下水道のサイズに合わせた構造物につくりかえるということが費用対効果の面もあわせてベストであろうという対応をしております。ただ、入り口について今、事業者さんが出入りしてまして、これについて即座に工事しようとしたときに中電柱とかございまして、出入りが非常に難しいというところございました。

中電さんにお話もしたんですけど、中電柱としてもいろんな予算立てとかございましたので、これについて電柱の移設の協議を市役所のほうからさせていただきまして、頑張ってもことしの3月から4月なら移設ができるという回答がございましたので、それに合わせてまず中電柱を移設してそこを事業者さんが通る通路確保して、さらにそのあいた水路側を掘削して直すという工法をとっています。これについては今の対象箇所は全長約60メートルぐらいなんですけど引き続き工事する予定にしてまして、来年度の梅雨の時期までにはできる範囲内ですが、一定の措置をとっていきたいというような計画でおります。以上です。

○原田委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。従来の水路の改修ですが、本来新しくつくるということは非常に難しいのが現状なんで、今までは地域の皆さんの利便性でどうしても水路にふたをしたり、両サイドをコンクリで固めて流水量の容積が少なくなるようなのが今までずっと、それが集中豪雨であふれたということの原因でもあるんですけど、これからの工事については特に排水路の幅とか高さをできる限り掘削してでも広い容積率に変えたところをお願いしたいと思います。当然これに費用もかさむと思うんですけどできる限りそういう意味でお願いしたい。あわせて新町3丁目のポンプ場のことも御検討さらに進めていただきたいということが新町3丁目を中心に栄町周辺の市民の皆さんの声でございますので、ぜひともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○原田委員長 他にございませんか。北地委員。

○北地委員 4、5点お願いいたします。まず144ページでございます。マイナンバーカードの補正がございまして、市民の方から問い合わせがあったんですけども、カードを申請したんじゃがなかなか来んというようなことも聞かれましたので、このマイナンバーカードの現状、対象者数でどれぐらい届いとるのかとか、カードの申請者数とか発行枚数わかればその辺の数字、数字のことなんで急には難しいかもわかりませんが、わかる範囲で結構でございますのでよろしくお願いいたします。

それと149ページ、臨時福祉給付金というのが1億500万でございますか、補正されております。これが65歳以上の非課税の方に給付されるということなんですけども、これはいつごろから、この前国の予算通ったばかりなんでこれからの話になるかと思うんですけども、いつごろから給付されてその給付の方法はどのようになるのかというのを教えてい

ただければと思います。

それと156ページ、地方創生加速化交付金、2,400万の補正でございます。これは1億総活躍社会の実現に向けた緊急対応ということでの交付金というふうに聞いておりますけれども、3つの事業が進められるようになっております。JR新駅の検討とか小方地区の道路の整備、小方まちづくり基本構想など3本の事業が組まれておりますけれども、緊急対応ということなんで早うやれという国のほうからのお話だろうと思うんですけども、いつごろ発注されるのか、工期についてはどれぐらいを考えられているのか今の段階でもしわかれば教えていただきたいと思います。

それと159ページ、大竹会館の耐震診断がございまして、その結果はどのようなようだったのか教えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○原田委員長 北林税務課長。

○北林市民税務課長 マイナンバーカードの到着が大変おくれておまして、市民の方々に大変御迷惑をおかけしております。御指摘のように2カ月以上待ってるんだがという電話が連日かかってまいります。当初マスコミ報道等では20日程度だろうというようなことを聞いたことがありますが、実際には今2カ月以上かかっているような次第でございます。

マイナンバーのカードの交付手続につきましては、1つは通知カードが送られてきた際に同封された返信用封筒で直接東京のJ-lisに送るやり方と、市役所の窓口で申請を受け付ける方法と2通りございます。返信用封筒で送られた件数につきましては私どもも掴み方がないわけでございますが、市役所の窓口で受け付けた件数は2月29日現在で131件でございます。東京から送られてきて受け取り通知書をお出しするわけですが、きょう現在で487名の方に受け取り通知を出しており、うち298名が市役所窓口に来庁され受領されております。大変皆様に御迷惑かけて申しわけないんですが、なかなか我々の努力では解消しがたいところがありますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○原田委員長 どうぞお願いします。

○北社会健康課社会係主査 社会健康課社会係の北です。年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給スケジュールについてお答えします。4月上旬に対象世帯に対して申請用紙を送付し、順次審査を行いまして、9月上旬から支給を行いたいと考えております。具体的な支給方法でございますが、申請書にある口座への振り込みを基本として考えております。以上です。

○原田委員長 橋村生涯学習課長。

○橋村生涯学習課長 大竹会館の耐震診断結果ですが、Is値が0.21ということです。0.21というのは地震の震度及び衝撃に対して崩壊し、または崩壊する危険が高いというふうに3段階の中では最も評価悪いという結果です。以上です。

○原田委員長 建設部長。

○大和建設部長 先ほどのまちづくりの2,400万円の発注時期でございますが、駅と道路とまちづくりの基本構想、こちら3点は密接に絡み合った内容でございます。ただまちづくり絡みの話につきましてはまずは駅の位置と道路の配置がある程度固まってから議論が綿密になってくるとお思いますので、時期的にはまず駅と道路の発注が4月5月ごろを目指

して発注しまして、それまでにまちづくり委員会等々の、やり方につきましてはまだ決まったものはありませんが、そういった準備をしながら発注にこぎつけていきたいと思っておりますし、道路と駅につきましては来年度、さらにこのまちづくり基本構想についてはこのお金は単年度分ですが、二、三年かけて恐らく構想を練っていこうと思っております。以上です。

○原田委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。マイナンバーカードにつきましては市のほうではどうしようもないというお話なので、これは状況を聞いたという判断で終わります。

臨時福祉給付金待たれている方多いと思いますので、極力早目にやっていただければと思います。

地方創生加速化交付金でございますけども、これもできるところから早目にやっていただいて準備を着々と進めていただければと思います。ただ、大竹東口より早うせんといってもらいたいというのはありますけども、市長さん、大竹東口のほうも極力急いでやるようによろしくお願いいたします。

大竹会館でございます。先ほど課長言われたんですけども、最も評価が悪いということで、これ建てられたのが昭和38年ですよ、昔から危ないと言われておりましたので、来年度の予算も改修計画等々組まれておりますので極力早目にやっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○原田委員長 他にございませんか。大井委員。

○大井委員 こちらの概要のほうでお聞きします。14ページですか、繰越明許費の補正というところですか。一部北地委員との質問がダブろうかと思えます。今大和部長さんからまず言っていただきました2,400万ですよ。これも年度末、直近にいただいたわけですから、明許繰り越ししなきゃしょうがなかったと思うんですが、ただ、これについて新年度と絡むから委員長さんに余り言うなと言われるんかもわかりませんが、策定は委託するわけですよ。委託するということは小方の小中学校の跡地をどういうふうにするのか、駅はどうするのか、道路のつけかえはどうするのか、この3点ぐらいで2,400万つけておられると思うんですけど、方向性が見えないのに計上されるということは委員としてわからないものを白紙承認するような形になるんですよ。その辺のこういうゾーンがいいのか用途指定がいいのかわかりませんが、こういうものだというのがいつごろ我々に示されるのか。示されないとこの2,400万は使えないんじゃないかという結論ですよ。

それから今のこの中でも市道の関係がありますよね。市道の関係というのは本来は27年に一部岩国大竹道路の関係で市道のつけかえ工事をするということになっておったんですけど国の予算がつかなかったんで、28年度は多分つくだろうということで岩国大竹道路の市道の一部つけかえ工事が始まるのかと思うんですけど、要するにそれとの絡みですよ。片方では国が予算をつけてくれたと、市道の岩国大竹道路に関する市道のつけかえが始まったと。でもこの小中学校の跡地周辺についてはまだどういうものかわかりませんと。その辺は同時進行でやらないと難しいんじゃないかということ懸念するんですけど。その辺の時期的なものですよ、方向性といいますか。片方で国のほうが市道の工事をされ

始めた、だけど大竹市は今から市道の計画を練るんだというようなことでは話にならないと思います。ということは早めにさっき北地委員も言われた緊急性ということですから、早目に新駅、あるいはまちづくり、市道、こういうものの方向性を決めて早いところコンサルかどこかにかかるんだと思うんですが、発注されないと片方では国交省の予算つけて市道のつけかえやりますよと言われてもその辺の整合性というのが我々議員には見えてこないんですよ。もちろん地域住民も見えてこない。その辺はどうなっとなるかということがまず1点目です。

もう1つ同じ明許繰り越しの補正ですけど、14ページの一番下側に小方公民館大ホール解体事業1,200万というのがありますけど、これがどうしておくれたのか。私は何かの機会ですら昨年5月ごろから地域・地元といろんな協議して、早いことしないと、岩国大竹道路の関係で国交省に公民館とかというものは土地を一部買収にかかっているわけですから、国交省にお渡ししなきゃいけないという国と市とのお約束があるわけでしょう。だけど地域住民にそれを話しておられないから地域住民のほうではいろんな不平不満の声が出ると、ということは20回でも30回でもやりますという元気な声はいただいたんですが、自治会にはまだ3回ぐらいしか行われてないし、まだ方向性も見えてない。今の状況からすると、市のほうが、私は出てないからわかりませんが、次回から出させてもらおうと思っと思っていますけど、今は市のほうはどういうふうにするのかという逆に自治会のほうが提案を待っような状況だと私は聞いておりますし、職員の方からもそう聞いておるんです。

だからそういう形でこれが明許繰り越しとなるということは非常にゆったりと構えておられたという表現がいいのかどうかわかりませんが、新年度予算には当然解体事業も組まれてますよね。この辺を含めていつごろどういうふうになるのか、いつごろ国のほうに土地といいますか、買収で国のほうに大竹市の公民館の土地、私有地をお渡しするのか。それから地元にはいつごろにするのか。解体事業はいつぐらいから始めるのか。本来こういうのは明許繰り越しすること自体がおかしいと私は思うんですが、現実にはやっていないんだからしょうがないとは思いますが、今からどういうふうにするのかその辺のことも含めて今の2点について2,400万それから1,100万、解体事業、これは恐らく解体した後の設計等に関する費用だと思います。2,400万は先ほど言いました3つの事業だと、これについてお答えいただきたいと思います。

○原田委員長 建設部長。

○大和建設部長 小方まちづくり基本構想の2,400万円ですけども、確かに今岩国大竹道路の市道つけかえ道路の計画はほぼ固まりつつあります。これから今の小学校跡地等々の市道の計画を入れていくということになりますと、どうしても時期が、整合性が合いません。ただいまの国が設計してます市道つけかえの法線は極力生かしながら手戻りは極力少なくなるようにこれから小学校の市道の位置は入れていきたいと思っておりますし、駅が決まりましたして駅前広場とかできますと、どうしてもボックスの近辺とか必ず手戻りが生じるのは以前からわかっております。具体的には、これからJRとボックスをもう1本通させてくれという協議もしてまいります。そうすると現在通っているボックスは恐らく一方通行という形態になろうかと思われまます。これもまだ不確定要素がたくさんありますのでこう

いった状況の中ではどうしても手戻りは生じるのは覚悟の上でございますが、極力それが少なくなるようにこれから早目に道路設計についても検討していきたいと。さらには小学校の跡地利用につきましては白紙状態ではございません。議会のほうでも去年案が出ましたし、市の内部のほうでもある程度の案ができておりますので、それをもとにこれからまちづくりの検討してまいりますのでそういう意味では具体的にはできるだけ来年度中には示したいと思っております。以上です。

○原田委員長 橋村生涯学習課長。

○橋村生涯学習課長 小方公民館の大ホールの解体等事業の件ですけれども、今大井委員おっしゃったとおり、この事業は解体設計及び改修のための設計業務費です。解体についてはかなりの部分で進んで終わるといふかほとんどできていると言っても過言ではありません。ただこの事業については国とは以前も議会の皆さんへは御説明させていただきましたけれども、来年の3月末には必ず明け渡すということで国とはお約束し、今、国と契約締結に向けて保証金額等のやりとりを詰めているところであります。

これがなぜおくれたのかということなんですけれども、地域の皆さんに説明しにいったのは確かに大井さん言われたように5月ごろからそろそろ行ったらどうか指摘はいただきました。それについて私のほうでも内部でしっかり詰めながら行ったのは10月、行って地域の皆さんとはしっかり協議しながらどういうことが今この小方地域に必要なのか、これから将来にわたって何が要るのか。これは地域の皆さんといっても旧小方の3自治会ですけれども、自治会としてどういうことを要望するのかというのはしっかり話をさせていただき、実際に現在データから見ても延べ人数2万人ぐらいの方が使われています。団体等についても今体育館部分の利用団体については個別に二度当たっています。文化系、残る研修室側についても今当たっている最中、全体的な説明会はもう当然済んでいます。

その中で地元自治会の要望、または今実際使っている皆さんの要望、話を聞きながら今から将来にわたって何がここに必要なのかということは今市役所を挙げて話を詰めているところです。1つは自治会から出た要望として、大井さんも御存じのようにどのようここを管理するか、どの部分が実際これから将来にわたって必要なのか、何に必要なのかということをしっかり論議しながらこれを設計に反映するため、ここまで今年度中にいかなかったということです。ただそれは3月末の解体に向けて、できることなら解体工事の着工と同時に改修工事もスタートしたいという思いございまして、それに向かって現在も市内部で協議し努力しているところです。このような状況です。よろしくお願ひします。

○原田委員長 大井委員。

○大井委員 ここでは余り言いません。このことについては一般質問させていただきますので、もう少し詳しいことを質問させていただきます。どちらにしても現実に明許繰り越しになっていることそのものが地域住民が了解してもらえればそういうこともなかったんだろうと思うんですが、結局その辺がおくれたということがこういう形になったんだろうと思います。

一部の人から、あるいはこの前もきのうぐらいですか、回覧、小方公民館だよりというのが回っておりましたけど、いつから休館だとかいうようなことが書いてありましたけど、

こういうのは本当に市民に対して失礼じゃないかと思うんですよね。ちゃんとやっぱり説明責任、必要だと思うんです。いつからいつまでが休館なのか、どういうふうにするから休館になるんだと。その辺は一般質問でさせてもらいます。とりあえず国との約束あるわけですから、それはよく存じてますんで、できるだけ早く市の考え方まとめて地域とちゃんとお話してください。

先ほどの大和部長さんのことですが、当然時間軸が多少ずれるということをおっしゃったんですよね。だからその辺がたまたまと言ったら失礼な言い方かどうか分かりませんが、この2,400万がついたためにどちらにしてもここがやらなきゃいけないんだから、小方の小中学校跡地あるいは新駅、それから道路、こういうのはやらなきゃいけないんだから、せっかく国が地域創生というんでやろうということだから、もらおうっていうことでもらったということに対して別に私異論はないんですけどね。ただ、さっき言いましたような、今度はいろんな全体計画というものが、駅ができたり執行したりするんだったら全体計画をやっぱり見たいわけですよね。それが今片方ではひよっとしたら工事が始まるかもわからん、片方は今から来年度3月ごろまでに絵を描くと。ひよっとしたら絵まで描けないからゾーンぐらいかもわかりませんが、その辺をもう少し国ともよく話し合っって早いこと決め、そして地域住民の理解も得、説明もしていただくということを要望して一応質問は終わります。以上です。

○原田委員長 他にございませんか。寺岡委員。

○寺岡委員 議案集は148ページの民生費、社会福祉費の社会福祉協議会の補助金36万5,000円。この時期のマイナスもあるんですけども、プラスの補助金、しかも額面としては大きくないのがポツと目立っていて何でこの時期に社協の中で何かあったかちょっと心配だというふうに思うんですがどうしてですか。

○原田委員長 野島社会健康課長。

○野島社会健康課長 社会福祉協議会の補助金でございますが、市の職員が国の給与改定に伴いまして改定いたしました。社会福祉協議会のほうにつきましても市の職員に準じて給与設定しておりますのでそれに伴う上昇分といいますか、それを補正させていただいたものです。社会福祉協議会のほうの事務局あるいは地域福祉の活動の分については補助金を対象にしておりますんで、そこの職員のそういった上昇部分ということになっております。以上でございます。

○原田委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。実にシンプルなことだったんですね、全額それに充てられるというふうに受け取ってもよろしいですかね。ありがとうございます。

○原田委員長 他にございませんか。網谷委員。

○網谷委員 18ページの玖波小学校改築に要する経費で1億9,538万1,000円の減額になっておるんですが、これはどういうことなのか、入札なのか教えていただければと思います。

○原田委員長 お願いします。

○建石総務学事課教育総務係長 玖波小学校改築に要する経費のマイナス1億9,538万1,000円の内容についてです。

平成27年度28年度で継続してという形で玖波小学校改築事業を組んでおります。その中で平成27年度当初予算編成したときまだ設計途中であったということと入札による減というのがございました。ほかに平成27年度28年度で今年度前払いという形でそれぞれ建築したい業者、電気・機械の工事の業者に支払いしておりますが、その残りの部分については継続費という形をとっておりますので、本来であれば一般的には継続費の通次繰り越しというのでそのまま繰り越すということをするんですが、玖波小学校については市の負担を極力少なくするように文部科学省の補助金、防衛省の防音事業の補助金あるいは再編交付金というのを組み合わせております。先ほど通常であれば継続費の通次繰り越しというのをするという話をしましたが、繰り越すときに歳入が何もなく繰り越すというのはできませんので、財源と一緒に繰り越しを行います。交付決定のある補助金、起債の同意のある起債とかはそのとき一緒に繰り越すんですが、再編交付金を充てる部分、外構とか解体とかそういった部分ですが、再編交付金は2カ年にわたる事業については基金を造成してやりなさいということになっておりますので、歳入のほうにも再編交付金基金繰入金というのをマイナスで上げておりますが、その部分については繰り越しの財源になじまないだろうと考えまして形としては27から28に移動したという形なんですけれども、27年度の今回補正で減額して28年度当初予算にその部分を積んでおります。すごくざっくりした言い方になりますが、設計と入札による減と支払い方を28年度のほうに回したということによる減少分です。以上です。

○原田委員長 網谷委員。

○網谷委員 余談じゃないですが、今はまだ工事が始まってまだ日にちもたっていないですが今のところ順調にいったらということでもよろしいですかね。計画どおりということで。

○原田委員長 建石教育総務係長。

○建石教育総務係長 現在毎週都市計画の職員と現地で定例会議というのを行っております。工事は順調に進んでおります。以上です。

○網谷委員 ありがとうございます。

○原田委員長 どうぞ。

○網谷委員 もう1点、18ページの公共交通活性化基金積立金3,901万2,000円積み立てとありますが、いろいろな基金がある中で公共交通活性化基金に積み立てとる何か意味が理由か何かあれば。いろんな基金があろうかと思いますが、ここが一番減っているという意味なのか、一番大切なという意味なのか、優先順位が一番上なのか、それについて教えていただければと思います。

○原田委員長 杉山財政係長。

○杉山企画財政課財政係長 再編交付金を財源とした基金ということになります。再編交付金を使った基金につきましては幾つかございますけれども、今回当初予算で公共交通活性化基金の予算計上させていただいております。それぞれおおむね何年分という形で予算計上して積んでおりますけれども、今回当初予算で公共交通活性化基金を計上しておりますのは残が1年もしくは2年分くらいしか残っていないということで、今回補正分と合わせまして約9,000万程度積み増しをするという形になろうかと思っております。以上でございます。

○網谷委員 このたび去年の11月からですか、ゆめタウンのバスが中止になったということで、かなりこいこいバスの成績がうなっているのも聞いておりますので、これからも採算に合うような努力をしていただきまして、いろんなまだまだほかの公共交通もありますのでよろしくお願い申し上げます。終わります。

○原田委員長 それでは質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

14時27分 閉会